

P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインの一部改正について

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（令和 6 年 6 月 3 日民間資金等活用事業推進会議決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">P F I 事業のプロセス</div> <p>特定事業の選定</p> <p style="text-align: right;">公共施設等の管理者等</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">ステップ 2. 実施方針の策定及び公表</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○法第 15 条に基づく実施方針の策定の見通しの公表 ○公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表 ○民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容 ○公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化 ○必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化 <u>○サービス対価改定の基準時点をできる限り明示</u> 	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">P F I 事業のプロセス</div> <p>特定事業の選定</p> <p style="text-align: right;">公共施設等の管理者等</p> <p>[同左]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">ステップ 2. 実施方針の策定及び公表</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○法第 15 条に基づく実施方針の策定の見通しの公表 ○公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表 ○民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容 ○公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化 ○必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化 <p>[加える。]</p>

[略]

2-3 実施方針策定に当たっての留意事項

実施方針の策定に当たっては、下記に留意する。

- (1) 実施方針の策定に当たっては、選定事業における管理者等の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにするとともに、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項等について、なるべく具体的に記載する。

ア 特定事業の事業内容

イ 民間事業者の選定方法

ウ 事業スキームを民間事業者の提案に委ねる場合にはその旨

エ 株式譲渡に関する方針がすでに定まっている場合は、当該方針

オ 選定事業の実施に当たって必要な許認可等

カ 選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

キ 適用可能な選定事業者への補助金、融資等

なお、この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完してもよい。

また、サービス対価改定の基準時点は、実施方針等において明示す

[同左]

2-3 実施方針策定に当たっての留意事項

実施方針の策定に当たっては、下記に留意する。

- (1) 実施方針の策定に当たっては、選定事業における管理者等の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにするとともに、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項等について、なるべく具体的に記載する。

ア 特定事業の事業内容

イ 民間事業者の選定方法

ウ 事業スキームを民間事業者の提案に委ねる場合にはその旨

エ 株式譲渡に関する方針がすでに定まっている場合は、当該方針

オ 選定事業の実施に当たって必要な許認可等

カ 選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲

キ 適用可能な選定事業者への補助金、融資等

なお、この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い順次詳細化して補完してもよい。

ることが望ましい。(詳細については、「契約に関するガイドライン—
P F I 事業契約における留意事項について—」4-4に示す。)

[(2) ~ (6) 略]

[(2) ~ (6) 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。